

平成 20 年度 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

平成 21 年 6 月 12 日
独立行政法人国際協力機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に向けた取り組みの概要を取りまとめたので、通知します。

1. 平成 20 年度環境配慮契約の締結状況

電気の供給に係る契約に関する契約について、別紙 1-1 及び 1-2 記載のとおり、2 件の裾切り方式による契約締結実績があることを報告します。その他、自動車、省エネルギー改修事業（E S C O 事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務) に関し、平成 20 年度においては環境配慮契約法に基づく対応の対象となった契約締結実績はありません。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

平成 21 年度以降も、環境配慮契約法の趣旨・規定事項を踏まえ、機構内での研修等の機会を設けつつ、環境配慮契約法の推進に努める所存です。

以上